

つがる市

統一的な基準による  
一般会計等財務書類

(平成 29 年 3 月 31 日)



つがる市

---

Tsugaru City

# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
固定資産	83,079	固定負債	37,656 ※
有形固定資産	75,172	地方債	33,348
事業用資産	34,132	長期未払金	0
土地	5,486	退職手当引当金	4,309
立木竹	47	損失補償等引当金	0
建物	72,969	その他	0
建物減価償却累計額	△ 45,083	流動負債	3,256 ※
工作物	616	1年内償還予定地方債	2,948
工作物減価償却累計額	△ 241	未払金	43
船舶	0	未払費用	0
船舶減価償却累計額	0	前受金	0
浮標等	0	前受収益	0
浮標等減価償却累計額	0	賞与等引当金	217
航空機	0	預り金	49
航空機減価償却累計額	0	その他	0
その他	0	負債合計	40,912
その他減価償却累計額	0	<b>【純資産の部】</b>	
建設仮勘定	338	固定資産等形成分	90,502
インフラ資産	40,056	余剰分(不足分)	△ 40,262
土地	213		
建物	1,108		
建物減価償却累計額	△ 935		
工作物	94,794		
工作物減価償却累計額	△ 55,175		
その他	0		
その他減価償却累計額	0		
建設仮勘定	51		
物品	5,678		
物品減価償却累計額	△ 4,694		
無形固定資産	19		
ソフトウェア	18		
その他	1		
投資その他の資産	7,889 ※		
投資及び出資金	4,755 ※		
有価証券	0		
出資金	227		
その他	4,527		
投資損失引当金	△ 6		
長期延滞債権	219		
長期貸付金	8		
基金	2,933		
減債基金	0		
その他	2,933		
その他	0		
徴収不能引当金	△ 20		
流動資産	8,073		
現金預金	615		
未収金	38		
短期貸付金	0		
基金	7,423		
財政調整基金	4,449		
減債基金	2,974		
棚卸資産	0		
その他	0		
徴収不能引当金	△ 3		
資産合計	91,152	純資産合計	50,240
		負債及び純資産合計	91,152

※ 下位項目との金額差は、単位未満の四捨五入によるものです。

# 行政コスト計算書

自 平成28年4月1日

至 平成29年3月31日

(単位:百万円)

科目	金額
経常費用	21,045 ※
業務費用	11,192 ※
人件費	3,491
職員給与費	2,741
賞与等引当金繰入額	217
退職手当引当金繰入額	324
その他	209
物件費等	7,202
物件費	3,018
維持補修費	462
減価償却費	3,715
その他	7
その他の業務費用	499 ※
支払利息	322
徴収不能引当金繰入額	20
その他	158
移転費用	9,853
補助金等	2,895
社会保障給付	4,163
他会計への繰出金	2,400
その他	395
経常収益	666
使用料及び手数料	299
その他	367
純経常行政コスト	△ 20,379
臨時損失	23
災害復旧事業費	17
資産除売却損	0
投資損失引当金繰入額	6
損失補償等引当金繰入額	-
その他	-
臨時利益	885
資産売却益	17
その他	868
純行政コスト	△ 19,517

※ 下位項目との金額差は、単位未満の四捨五入によるものです。

## 純資産変動計算書

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

(単位:百万円)

科目	合計	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)
前年度末純資産残高	50,033 ※	89,693	△ 39,661
純行政コスト(△)	△ 19,517		△ 19,517
財源	19,686		19,686
税金等	13,946		13,946
国県等補助金	5,740		5,740
本年度差額	169		169
固定資産等の変動(内部変動)		781	△ 781
有形固定資産等の増加		6,239	△ 6,239
有形固定資産等の減少		△ 6,414	6,414
貸付金・基金等の増加		2,203	△ 2,203
貸付金・基金等の減少		△ 1,247	1,247
資産評価差額	0	0	
無償所管換等	-	-	
その他	38	27	11
本年度純資産変動額	207	809 ※	△ 601
本年度末純資産残高	50,240	90,502	△ 40,262

※ 下位項目との金額差は、単位未満の四捨五入によるものです。

# 資金収支計算書

自 平成28年4月1日

至 平成29年3月31日

(単位:百万円)

科目	金額
<b>【業務活動収支】</b>	
業務支出	17,016 ※
業務費用支出	7,121 ※
人件費支出	3,180
物件費等支出	3,503
支払利息支出	322
その他の支出	117
移転費用支出	9,895
補助金等支出	2,937
社会保障給付支出	4,163
他会計への繰出支出	2,400
その他の支出	395
業務収入	19,768
税込等収入	13,954
国県等補助金収入	4,273
使用料及び手数料収入	306
その他の収入	1,235
臨時支出	17
災害復旧事業費支出	17
その他の支出	-
臨時収入	-
業務活動収支	2,735
<b>【投資活動収支】</b>	
投資活動支出	5,648
公共施設等整備費支出	3,564
基金積立金支出	1,670
投資及び出資金支出	413
貸付金支出	1
その他の支出	-
投資活動収入	2,591 ※
国県等補助金収入	1,467
基金取崩収入	1,084
貸付金元金回収収入	1
資産売却収入	40
その他の収入	-
投資活動収支	△ 3,056 ※
<b>【財務活動収支】</b>	
財務活動支出	3,235
地方債償還支出	3,235
その他の支出	-
財務活動収入	3,565
地方債発行収入	3,565
その他の収入	-
財務活動収支	330
本年度資金収支額	9
前年度末資金残高	558
本年度末資金残高	567

前年度末歳計外現金残高	3
本年度歳計外現金増減額	46
本年度末歳計外現金残高	49
本年度末現金預金残高	615 ※

※ 下位項目との金額差は、単位未満の四捨五入によるものです。

# 一般会計等財務書類における注記

## 1. 重要な会計方針

### (1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産・・・・・・・・・・取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
  - ア 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価  
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
  - イ 昭和 60 年度以降に取得したもの  
取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価  
取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価  
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
- ② 無形固定資産・・・・・・・・・・取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
  - 取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価  
取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

### (2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券・・・・・・・・償却原価法
- ② 満期保有目的以外の有価証券
  - ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・会計年度末における市場価格
  - イ 市場価格のないもの・・・・・・・・取得原価  
ただし、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額を行います。なお、実質価額の低下割合が 30% 以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとします。
- ③ 出資金
  - ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・会計年度末における市場価格
  - イ 市場価格のないもの・・・・・・・・出資金額  
ただし、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額を行います。なお、実質価額の低下割合が 30% 以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとします。

### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます）・・・・・・・・定額法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
  - 建物 8 年～50 年
  - 工作物 8 年～42 年
  - 物品 2 年～20 年
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます）・・・・・・・・定額法

### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金  
市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。
- ② 徴収不能引当金  
徴収不能引当金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。
- ③ 退職手当引当金  
退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益の内つがる市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

④ 損失補償等引当金  
履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金  
翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物を資金の範囲としています。

なお、現金及び現金同等物には、短期投資及び出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が100万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務書類に与えている影響の内容  
該当事項はありません。

(2) 表示方法を変更した場合には、その旨  
該当事項はありません。

(3) 資金収支計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が資金収支計算書に与えている影響の内容  
該当事項はありません。

3. 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃  
該当事項はありません。

- (2) 組織・機構の大幅な変更  
該当事項はありません。
- (3) 地方財政制度の大幅な改正  
該当事項はありません。
- (4) 重大な災害等の発生  
該当事項はありません。
- (5) その他重要な後発事象  
該当事項はありません。

#### 4. 偶発債務

- (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況（総額、確定債務額及び履行すべき額が確定していないものの内訳（貸借対照表計上額及び未計上額））  
該当事項はありません。
- (2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの  
該当事項はありません。
- (3) その他主要な偶発債務  
該当事項はありません。

#### 5. 追加情報

- (1) 対象範囲（対象とする会計名）  
一般会計
- (2) 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異  
一般会計等と普通会計の範囲に差異はありません。
- (3) 出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨（根拠条文を含みます。）及び出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨  
地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- (4) 表示単位  
百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- (5) 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況  
地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	-	(発生無し)
連結実質赤字比率	-	(発生無し)
実質公債費比率	11.9%	
将来負担比率	116.3%	
- (6) 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額  
該当事項はありません。



(7) 繰越事業に係る将来の支出予定額  
874 百万円

(9) 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額  
該当事項はありません。

(10) 基金借入金（繰替運用）の内容  
該当事項はありません。

(11) 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準  
財政需要額に含まれることが見込まれる金額  
22,162 百万円

(12) 将来負担に関する情報  
(地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素)

標準財政規模	13,267 百万円
元利償還金・準元利償還金にかかる基準財政需要額算入額	29,357 百万円
将来負担額	51,927 百万円
充当可能基金額	7,485 百万円
特定財源見込額	2,492 百万円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	2,445 百万円

(13) 自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務  
金額  
該当事項はありません。

(14) 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産等形成分  
固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金を加えた額を計上しています。
- ② 余剰分（不足分）  
純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(15) 基礎的財政収支  
1 百万円

(16) 既存の決算情報との関連性（上記で示した「(2) 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異」に係るものを除きます。）

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	26,482 百万円	25,916 百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	-	-
繰越金に伴う差額	△558 百万円	
地方自治法第 233 条の 2 による基金繰入に伴う差額	-	-
相殺消去に伴う差額	-	-
資金収支計算書	25,924 百万円	25,916 百万円

(17) 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書	
業務活動収支	2,735 百万円
投資活動収入の国県等補助金収入	1,467 百万円
未収債権、未払債務等の増減	9 百万円
貸付金の減少（不納欠損）	-
減価償却費	△3,715 百万円
賞与等引当金増減額	14 百万円
退職手当引当金増減額	△324 百万円
損失補償等引当金増減額	-
徴収不能引当金増減額	0 百万円
資産除売却損益等	△17 百万円
純資産変動計算書の本年度差額	169 百万円

(18) 一時借入金の増減額が含まれていない旨並びに一時借入金の限度額及び利子の金額  
資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	5,000 百万円
一時借入金にかかる利子額	287 千円

(19) 重要な非資金取引  
該当事項はありません。